

ご利用案内

自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を送れるよう、生活能力の向上を目的とした訓練を行います。
利用期間は、2年以内です。

どんな方が入寮できるの？

- ☆ 宮城県内（原則、仙台市を除く）にお住まいの方
- ☆ 精神疾患の診断を受けている方で現在入院治療の必要のない方
- ☆ 18歳以上の方
- ☆ 生活訓練を行う意志のある方

利用料金は？

- ☆ 利用料 月のサービス利用料金の原則1割負担（お住まいの市町村福祉課へご相談ください）
- ☆ 光熱水費 日額 320円
- ☆ 食費 日額 804円
※朝・夕の2食提供(朝407円、夕397円)
- ☆ その他、個人ごとの支出として医療費、昼食代、日用品費等が必要となります

手続きはどうすればいいの？

※まずはお住まいの市町村福祉課、相談支援事業所にご相談下さい。

※見学の際は、事前に予約が必要です。

どんなことをするの？

宿泊型自立訓練

寮での生活を通して、起床から就寝までの規則正しい生活のリズムを作ります。掃除、洗濯、食事、金銭管理など生活技術を身につけます。当番への参加もあります。

自立訓練(生活訓練)

講座、調理などを通し、地域生活に必要な力を身につけます。創作活動、行事参加、運動など、興味の幅を広げ、生活に楽しみを見つけます。ボランティア活動や、地域への貢献、地域との交流を図ります。
午前 10:00~11:30 午後 13:30~15:00
(土日祝日を除く平日の9:00~15:00)

※在宅生活の方は自立訓練(生活訓練)のみの利用も可

体験利用

宿泊型自立訓練をご希望の方は、6泊7日で援護寮のプログラムを体験していただいております。

短期利用

在宅の精神障害者の方を対象に短期入所（ショートステイ）を行っています。

※定員は1日2名までです。

どんな時に利用できるの？

- ☆ 一人暮らしに疲れた時、不安な時の休養として
- ☆ 家族と少しの期間、離れて生活したい時
- ☆ 家族の都合で在宅生活が一時的に困難な時

利用の手続きは？

- ① 「福祉サービス受給者証」を市町村で発行してもらう
 - ② 精神科主治医の「診療情報提供書」をもらう
 - ③ 「登録」(面接)をする
- この3つが必要です。

※予約は前月1日から受け付けしています。

利用料金は？

- ☆ 食費は日額804円（朝407円 夕397円）
※サービス受給者証の内容により食事提供加算が付くと減額になる場合があります。
- ☆ 昼食代は各自ご準備ください。
- ☆ 光熱水費 1日あたり320円
- ☆ 利用料はサービス受給者証の障害支援区分により異なります。

年間行事

- ☆ お花見 ☆ 納涼会 ☆ 芋煮会
- ☆ 交流会 ☆ クリスマス会
- ☆ 社会資源見学 など・・・

詳しくは・・・

援護寮の利用方法や各空き室情報、持ち物等については、援護寮のホームページに掲載しています。
ご不明な点がございましたら、気兼ねなくお問い合わせください。

電話 0229-23-1513

ホームページ <http://www.miyagi-sfk.net/kenp/engoryou>

